



みやざき 出張所だより

～ 第 1 号 ～

創刊にあたって挨拶

日頃から、国土交通行政にご協力頂きありがとうございます。私たち国土交通省宮崎河川国道事務所宮崎出張所は、「地域に喜ばれる河川づくり」をテーマに業務を遂行しております。出張所だよりを通じて、私たちの業務の紹介や河川に身近な話題を地元住民の皆さんに提供していきたいと思ひます。

宮崎出張所の管理区間

【大淀川左岸】

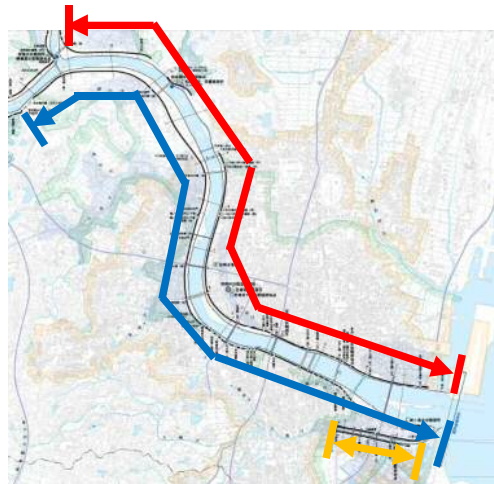
河口付近 ～ 柳瀬橋付近 (13.3km)

【大淀川右岸】

河口付近 ～ 有田揚水機付近 (14.5km)

【八重川左右岸】

大淀川合流点 ～ 西田橋付近 (2.4km)



不法投棄について



不法投棄ゴミが多くて大変困っています。今年度になって3ヶ月が経過しましたが、置き場に困る程の大量のゴミです。宮崎市のシンボルでもある私たちの大淀川をきれいにしましょう。

【出張所敷地内】



※自転車や家電製品が多い

■不法投棄に対する罰則

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反】
五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金又は併科
【河川法施行令第16条の4違反】
三ヶ月以下の懲役又は二十万円以下の罰金

◆今からの季節はバーベキューゴミが増えます。マナーを守って楽しみましょう。



【出張所倉庫内】



※衣類や空き缶等が多い

💡 **そもそも、河川敷でバーベキューをしていいの？**



バーベキュー等の行為は自由使用の範疇になりますので、許可の手続きは必要ありませんが、後片づけ、火の始末及びゴミの持ち帰りをきちんと行って下さい。ただ大人数の団体での場合は排他独占的に河川区域内を使用することとなりますので、宮崎出張所に届出書を出して下さい。

なお、宮崎市が管理する河川敷の公園内でバーベキューを行う事は禁止されております。

落書きについて

橋や水門等への落書きが増えて困っています。見かけた方は、宮崎出張所または警察署へ通報して下さい。

■落書きに対する罰則

落書きは器物破損の罪に該当【刑法第261条】
三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料



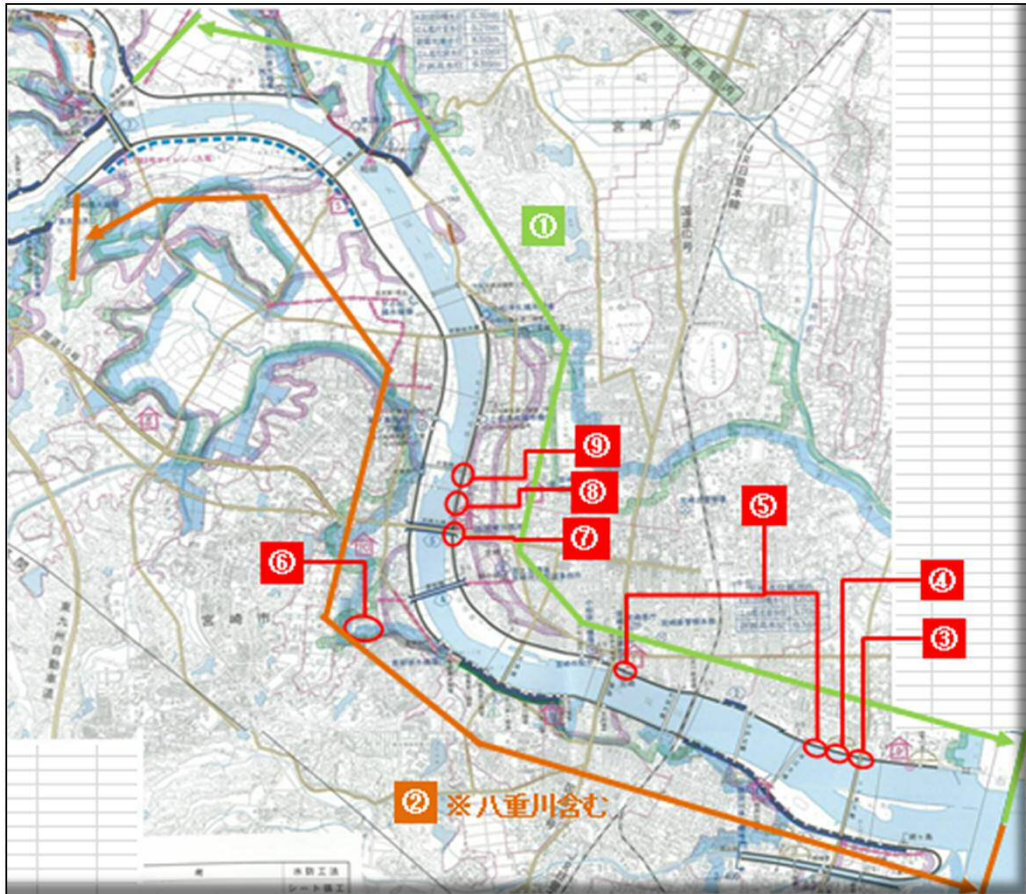
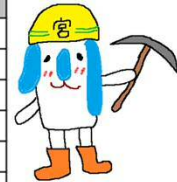
【新大谷川水門】

H25. 3

平成25年度工事予定箇所

平成25年6月末現在の工事予定箇所です。治水上必要な工事ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

工事名	請負業者	連絡先
① 宮崎左岸地区河川維持管理工事	伸洋土木(株)	0985-47-0996
② 宮崎右岸地区河川維持管理工事	(株)旭友	0985-53-8311
③ 高洲地区浸食対策(2工区)工事	(株)藤元建設	050-1105-9492
④ 高洲地区浸食対策(3工区)工事	吉原建設(株)	0985-89-3104
⑤ 高洲地区浸食対策(4工区)工事	龍南建設(株)	0985-89-2550
⑥ 水流川上流地区送水管設置その他工事	伸洋土木(株)	0985-47-0996
⑦ 大淀川下流部堤防強化対策(1工区)工事	大淀開発(株)	0986-22-5823
⑧ 大淀川下流部堤防強化対策(2工区)工事	(株)山本組	0984-42-1020
⑨ 大淀川下流部堤防強化対策(3工区)工事	大和開発(株)	0985-27-8111



よくあるQ&A

宮崎出張所には色々な問い合わせがあります。代表的なものをいくつか紹介します。

No.1 堤防に雑草が繁茂して邪魔なので除草して欲しい

堤防道路には①河川管理用通路と②管理用通路と市道等も兼ねた兼用道路の二種類があります。①河川管理用通路においては河川管理者が管理しますが、②兼用道路の場合は各道路管理者(国、県、市)が管理しますので、そちらに連絡して下さい。また、堤防道路以外でも、河川敷公園や桜堤といった場所は、公園管理者である宮崎市が管理しておりますので、そちらに連絡して下さい。なお、河川管理者が管理している箇所については堤防点検を目的として除草を年1~2回実施しておりますが、予算の都合並びに必要性を勘案して除草回数及び時期を決めています。よって、ご要望の箇所はすぐに対応できない場合がありますので、ご理解をお願いします。

No.2 河川敷に不法投棄があるので片付けて欲しい

不法投棄は原則捨てた人に撤去を要請することになります。ただし、不明な場合は河川管理者で対応することになりますが、グラウンド等のように市町村が占有している所であれば許可受け者にて対応していただくことになります。

No.3 堤防法尻の水路がつまっているので対応して欲しい

堤防法尻の水路は、河川管理施設の一部として設置しているものと、道路の側溝や農業用水路として設置しているものと分かれます。管理施設でない場合は各水路管理者へ連絡願います。河川管理施設である場合は、対応いたします。

オオキンケイギクの駆除

宮崎出張所では特定外来生物の駆除にも積極的に取り組んでおります。地域の在来植物の保護・保全のため、皆さんも駆除及び防除に努めましょう。



オオキンケイギクって



オオキンケイギクとは、1980年代に鑑賞目的で輸入された鮮やかな黄色の花を咲かせる植物です。民家の庭先で鑑賞用として栽培されているのを見かけます。しかし、繁殖力が強くあらゆる条件下でも生育できるため、地域の在来植物に悪影響を与える恐れがあることから問題となっています。これ以上の繁殖拡大を防ぎ、完全駆除するには地域の方のご協力が不可欠です。

国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所 宮崎出張所

〒880-0022 宮崎県宮崎市大橋3丁目89
TEL:0985-22-7362
FAX:0985-22-7361

(宮崎河川国道事務所HP) <http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

